

化学物質を取り扱う事業所での

「リスクアセスメント」が義務化に (平成28年6月1日施行)

リスクアセスメントとは？

化学物質や製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じる恐れのある程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

対象となる事業者は？

業種、事業規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取り扱いを行うすべての事業者が対象となります。

640物質が対象

事業場で取り扱っている製品に、対象物質が含まれているか確認を行ってください。リスクアセスメントの実施義務の対象は安全データシート (SDS) の交付義務の対象である640物質です。

リスクアセスメントの流れ (抜粋)

リスクアセスメントは以下の手順で進めます：

STEP 1 化学物質などによる危険性または有害性の特定 (法第57条の3第1項)

実験内容に応じて作業の方に負傷・疾病をもたらす物・状況について危険性または有害性を特定します。

STEP 2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積もり (安衛則第34条の2の7第2項)

特定された危険性または有害性によって生じる恐れのある負傷または疾病の重篤度と発生可能性の度合いの両面からリスクを見積もります。

STEP 3 リスクの見積もりに基づくリスク低減措置の内容検討 (法第57条の3第1項)

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

※労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。

以下の優先順位でリスク低減措置の内容を検討します：

1. 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減
※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。
2. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策
3. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策
4. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用

STEP 4 リスク低減措置の実施 (法第57条の3第2項 努力義務)

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施例：

- 危険有害性の高い物質から低い物質への変更
- 設計・計画段階での危険な作業の廃止・変更
- 工学的対策としてヒュームフード等の局所排気装置の設置またはダクトレスヒュームフードの設置等
- マニュアルの整備、暴露、教育訓練、立ち入り禁止等の管理対策
- 実験室・設備・個人保護具などの整備・使用

STEP 5 リスクアセスメント結果の労働者への通知 (安衛則34条の2の8)

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知します。

1. 対象物の名称
2. 対象業務の内容
3. リスクアセスメントの結果 (特定した危険性または有害性、見積もったリスク)
4. 実施するリスク低減措置の内容



リスク低減措置としても有効なダクトレスヒュームフード

ダクト工事が不要で省エネ性に優れたダクトレスヒュームフードは化学薬品への暴露に対する工学的リスク低減措置として有効です。

リスクアセスメント

「発散防止抑制措置」としても活用されるダクトレスヒュームフード

これまで作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が一定量を超えると、ダクトレスヒュームフードは使用ができませんでした。2012年7月1日施行の有機則・特化則の改正により、一定量を超えても労働基準監督署の許可を受ければ使用可能となりました。

申請に必要な資料

- ① 作業場の見取り図
- ② 作業場における作業環境測定の結果
 - ・第一管理区分であること
- ③ 確認者の結果を記載した書面
 - ・労働衛生コンサルタント (化学)、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士による作業場の安全に関するコメントを記載した書面
- ④ 当該発散防止抑制装置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面
 - ・当社の性能パンフレット等
- ⑤ 労働衛生管理体制の概要
 - ・安全衛生委員会等での審議事項、労働者の代表からの意見の聴取
- ⑥ その他労働基準監督署が必要と認められるもの
 - ・作業の安全管理に必要な書類



溶剤の種類と使用量に適したフィルターの選定調査のご提案

a. ValiQuest 調査表

作業者の安全を確保するため、試験に使用する溶剤の種類・使用量・使用時間を記入。

b. ValiQuest サービス回答書

調査表に基づき吸着フィルターの選定と寿命を推定した回答を提示、その後使用方法を決定。

c. ValiPass 証明書

製品の納品時に溶剤やフィルターの寿命、飽和状態を確認する方法等を記載した証明書を購入機種に添付。

d. ValiGuard (使用状況の確認)

定期的にお客様とコンタクトし、溶剤の変更の有無、フィルターの使用状況を確認し、適切な助言をします。



豊富な製品ラインナップと労働衛生専門技術者が作業環境の改善をワン・ストップでサポートします

労働安全衛生法をはじめとする各種法規改定の対応には、様々な煩雑な作業が発生し、専門知識と技術が必要となります。オリエンタル技研工業 (株) はラボラトリーエンジニアリングメーカーとしての総合力で、お客様の研究環境づくりをワン・ストップでサポートします。

[業務登録番号]

作業環境測定機関登録証
労働衛生コンサルタント
労働安全コンサルタント

